

成功する経営者のための

人事労務管理講座

■7■

連載第6回では、「人々の範囲の人事労務に関する人事労務管理力」を「人事労務管理に関する知識」として、実践をもつて、部下との信頼関係を築き、個人と組織の成長に貢献する力」と定義いたしました。

もの保有しているかどに重大な関心事だからで、休暇(休日と休暇の違い)が重要です。管理職が二度三度とい、有給休暇)③健康管理。知識の有無は、部下同じことを繰り返して、理と休職(部下の健康状態)の管理職に対する信頼感、上司を、信頼できる管理(自社の休職基準)④勤務にも大きく影響します。例え、部下が「有給休暇の日数」「割増賃金」の管理職(自社の勤務規律と懲戒基準)⑤採用・配置

知識の有無が信頼感に影響

「知識」の項目についてご説明いたします。管理職にとって職場で必要とされる知識とは、「総務人事部門ほどの専門性は要求されないが、職場で必要とな

人事労務管理力(中)

- ①勤務時間(労働時間)の概念、法
- ②休日(休憩)の考え方
- ③昇格・昇進(昇格と昇進の違い、自社の昇進)
- ④賞与・賞与の考え方
- ⑤育成(労働時間)の考え方
- ⑥退職(労働時間)の考え方
- ⑦給与・賞与(給与と賞与の違い、自社の給与・賞与の考え方)
- ⑧昇格・昇進(昇格と昇進の違い、自社の昇進)
- ⑨育成(労働時間)の考え方
- ⑩退職(労働時間)の考え方

職場のトラブル防止にも

(解雇手続き、勧奨退職、普通解雇と懲戒解雇、退職金の支給意義) この10項目の知識を保有していることは、管理職が部下に信頼される基礎であり、職場における人事労務トラブルを予防することにつながります。知識は学習すれば、必ずマスターできます。経営者が本気になって、管理職と一緒に「人事労務管理力」における知識を勉強していただきたいと考えます。

次回、「人事労務管理力」を構成するもの一つの要素である「実践」とその具体的項目についてご紹介いたします。

【デフライト】近藤圭